

② 各種資格

技術士第一次試験（技術士補になるための国家試験）

JABEE 認定 3 学科の卒業生は技術士第 1 次試験が免除されて「修習技術者」と認められ、登録をすれば技術士補となります。また、その他学科の卒業生は試験科目のうち「共通科目」の試験が免除されます。

修得技術者になり 4 年間の実務経験を積むと、技術士となるための技術士第二次試験を受けることができます。この 4 年間には、大学院に在学した期間のうち 2 年を上限として算入することができます。
(主務官庁 文部科学省)

安全管理者（労働安全衛生規則第 5 条）

工学部卒業生で 3 年以上産業安全の実務経験がある者は、安全管理者に就任できます。
(主務官庁 厚生労働省)

エネルギー管理士（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第 2・5 条）

機械系・電気系卒業生は燃料等の使用の合理化・電気の使用の合理化に関する実務に 3 年以上従事後、エネルギー管理研修を受けて熱管理士免状、電気管理士免状を受けることができます。
(主務官庁 経済産業省)

ボイラー取扱主任者（ボイラーおよび圧力容器安全規則第 101 条）

卒業生で在学中にボイラーに関する学科を修得した者で、卒業後ボイラーの取扱いについて 2 年以上の実地研修を経た者は、特級ボイラー技士試験を受験できます。
また 1 年以上の実地研修を経た者は、一級ボイラー技士試験を受験できます。
(主務官庁 厚生労働省)

危険物取扱者（消防法第 13 条の 3）

下記に該当する者は、甲種危険物取扱者試験を受験できます。

- ①化学に関する学科を卒業した者
- ②化学に関する授業科目を通算して 15 単位以上履修した者
(主務官庁 各都道府県)

毒物劇物取扱責任者（毒物及び劇物取締法第 8 条）

物質応用化学科の卒業生は、毒物劇物取扱責任者に就任できます。
(主務官庁 厚生労働省)

電気主任技術者（電気事業主任技術者資格検定規則第 7 条の 2）

電気電子工学科の卒業生で在学中に下記単位を修得した者は、実務経験年数により電気主任技術者の資格が申請により得られます。資格認定に必要な科目及び単位数は以下のとおりです。
(主務官庁 経済産業省)

授業科目	必要単位数
◎電磁気学 I, II, III ◎電子計測 電子物性工学	◎電気回路学 I, II, III 電子回路学 I, II 17 単位以上
◎電力系統工学 I ◎電気電子材料学 電力系統工学 II	◎電力発生工学 ◎電気法規・施設管理 8 単位以上
◎電気機器学 I, II ◎パワーエレクトロニクス 電子計算機基礎 論理回路	◎制御工学 I, II 半導体工学 情報理論 通信工学 10 単位以上
◎電気電子工学実験 I, II, III	9 単位
◎電気設計学	2 単位

◎印：必ず履修しなければならない科目

安全衛生特別教育（産業用ロボットの教示等の業務に係わる安全衛生）修了認定
(安全衛生教育規程第18条に準拠した教育)
システム工学科の学生で，在学中に所定の単位を修得した者は、安全衛生教育を修了したことが認定されます。
(主務官庁 厚生労働省)

(3) 試験及び評価方法等

① 厳格な成績評価について

従来は往々にして、成績評価は学期末試験の成績さえ合格点に達していれば単位が取得できるとの偏った認識を持つ傾向が見受けられましたが、現在は卒業後社会に出た時に、如何に大学で受けた教育を身に付け応用できるかが評価される時代となっています。特に工学部の卒業生の皆さんの大半は、技術業に就くものと思われますので、その折に、その真価が問われることになります。

厳格な成績評価とは、評価を厳しくし、単位の取得を難しくするといった制度ではありません。各授業では、皆さんの勉学意欲を高め学修効果を上げることを目的として、評価は期末試験、中間試験、授業時間中の小テスト、レポート、受講態度等を考慮して、多様的・多元的な方法によって総合的に行うことになります。講義中心の科目以外のもの（実験、実習等）については、学力と同時に自主性、創造性、表現力、指導力、協調性等も評価項目として設けられる場合があります。

評価に際しては、工学部を始め全学的な評価者（授業担当教員）の共通認識の下に、その評価方法を、シラバスに明示していますから、履修に当たってはよく確認してください。

また、学修効果の向上及び学修の達成度等を高める方法として、履修登録科目単位の上限制が導入されており、学修は、授業だけで成り立つものではなく、各自の準備学習及び復習が当然必要となり（1単位当たり、授業を含めて45時間の学修が必要）、こうした時間の確保も考慮されています。

② 試験について

成績評価のため、各期ごとに期末試験を行います。しかし、授業科目によっては、レポート等の提出をもって試験に代えることがあります。また、期末試験以外に試験その他の考查を行うこともあります。詳細は、シラバス及び授業担当教員の指示に従ってください。

1) 定期試験の試験科目・日時・その他必要な事項は、その都度掲示又は担当教員によって指示されます。

2) 受験延期を希望する者は、次のとおり願い出て許可を得なければなりません。
ただし、追試験実施等の有無は、授業担当教員の判断によります。

科目区分	提出書類	提出場所	添付書類	提出日
教養教育科目	受験延期願	学務部学務企画課教務第二係 (一般教育棟内)	診断書 (病気・負傷の場合)	試験の前日まで (ただし、突発事故の場合はこの限りではない。)
専門教育科目	欠席届	工学部教務担当 (工学部1号館内)	理由書 (その他の場合)	